

第12回農業委員会総会(令和7年3月21日) HP用	
事務局	(阿久津 正樹) 皆様、おはようございます。今年度最終の農業委員会総会が、素晴らしいお天気のなかで開催できます事に喜びを感じております。 それでは、只今の出席委員は12名で定足数に達しておりますので只今から令和6年度第12回農業委員会総会を開会致します。 それでは高久会長よりご挨拶を申し上げます。
議長	(高久 和司) 皆さん、おはようございます。3月に入りまして寒暖差が非常に大きく、体調がすぐれない方もいらっしゃると思いますが、これから春の農作業が最盛期を迎えますので、体調管理には十分注意しながら頑張ってくださいと思います。 さて、備蓄米の放出がありまして、50kg当たり21,000円強の放出価格だったということで、精米したり、路線を考えたり、いろいろ足していくと、現在の価格が若干くらいしか下がらないのではないかというような見通しとなっております。 今年の米の作付面積は主食用米の作付面積が増えているということでございますので、遊休農地が増えずに、農地が農地として利用されていくということは非常に良い事ではないかというふうに思っております。 本日は令和6年度の最後の総会でございますので、皆様、慎重審議で宜しくお願いします。以上です。
事務局	(阿久津 正樹) ありがとうございました。 続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。 前段につきましては、高久会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。 (憲 章 朗 読)
事務局	(阿久津 正樹) ありがとうございました。ご着席願います。 ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。
議長	(高久 和司) それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので私よりご指名を致します。 6番・室井廣美委員、7番・渡辺毅委員の2名をご指名致します。 —報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可について—
議長	(高久 和司) 報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局	(渡邊 達也) それでは、2頁をお開きください。 報告第1号の1番につきましては、農地法第5条の規定による許可申請を令和7年2月20日の総会において許可相当とし、令和7年2月27日栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、許可相当の答申がありましたので、同年3月3日付けで会長専決により許可したものです。 以上ご報告を申し上げます。 —議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について—
議長	(高久 和司) それでは、これより審議に入ります。 それぞれの案件につきましては、担当委員に調査をお願いしておりますので、随時調査の報告をお願い致します。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 事務局より説明願います。
事務局	(渡邊 達也) 3頁をお開き下さい。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番から3番の3件でございます。 これらの申請は農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。
3	(薄井 久志) 議案第1号番号1についての報告を申し上げます。 (譲渡人)那須塩原市〇〇 Aさん (譲受人)梓 〇〇 Bさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 権利移転・設定の事由:(譲渡人)自身での管理耕作が困難なため (譲受人)自宅に近く、利便性が高いため 売買による所有権移転 10a当たり ××円 取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見：譲渡人は那須塩原市に居住しており自身での耕作が困難であります。また、譲受人は、後継者もあり、自宅から近く利便性も高い為。当該地が荒廃せず、好ましい申請であると見て参りました。

議長 (高久 和司)
調査委員の林武信委員、ご意見があればお伺い致します。

8 (林 武信)
担当委員の意見に同意し、特に付け加える事はございません。以上です。

議長 (高久 和司)
担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)
質問なしのお声がありますのでお諮り致します。
「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)
異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。
次に2番について担当委員の佐藤秀明委員、調査の報告をお願いします。

10 (佐藤 秀明)
議案第1号番号2について調査の報告を申し上げます。
(譲渡人)横岡〇〇 Cさん
(譲受人)横岡〇〇 Dさん
土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。
権利移転・設定の事由:(譲渡人)本業である塗装業との兼業が困難なため
(譲受人)自身の耕作地から近く利便性が高いため
贈与による所有権移転
取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見：現地は逆三角形といいますか、進行手前側が狭く、奥が広く三角形のような形をしています。すぐ近くにはお墓がございまして、そのお墓への通路の関係で、どうしても畑の土地が少し高い位置にあるため土が崩れてしまう状況です。それで、いつもお墓の所有者から苦情がくるということで、少々問題のある土地です。譲渡人は、地区内では若い方で、譲り受けてくれる譲受人は、地区内の中心的人物ですので、この申請により、地域内を丸く収めようというような内容とのことです。「いろいろありまして」という事であり詳しく聞く事はできませんでしたが、譲受人も農業をやっていますので、特に問題はないと思われしますので、ご承認頂ければ幸いです。以上です。

議長	(高久 和司) 調査委員の林武信委員、ご意見があればお伺いいたします。
8	(林 武信) 担当委員の意見に同意いたします。付け加える事はございません。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいります。 何か質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がありますのでお諮り致します。 「農地法第3条の規定による許可申請の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。 次に3番について担当委員の渡辺毅委員、調査の報告をお願いします。
7	(渡辺 毅) 議案第1号番号3についての報告を申し上げます。 (譲渡人) 東京都〇〇 Eさん (譲受人) 宇都宮市〇〇 Fさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 権利移転・設定の事由:(譲渡人)相続により取得したが、遠方におり、管理耕作が困難なため (譲受人) 居住予定地に隣接する農地を譲り受け、畑として利用したい 売買による所有権移転 総額 ××円 新規就農 取得者の経営状況は、記載の通りでございます。 総合意見: 譲渡人は遠方に居り管理耕作が困難な為、売渡したい。 譲受人は居住予定地に隣接する申請地を譲り受け、新規就農として畑で山芋栽培を計画している事から、好ましい申請であると思われます。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の人見浩委員、ご意見があればお伺い致します。
4	(人見 浩)

	担当委員の意見に同意し、補足はありません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいります。何か質問等ございませんか。
5	(大平 康市) 譲受人が居住予定地に隣接するということなのですが、ここに記載されている事では現在宇都宮市だということで、どういう内容の居住地に近いのか説明願います。
7	(渡辺 毅) 譲受人であるFさんは、現在宇都宮に住んでおりますが、今回取得する農地の隣に、居住地として設けたいという事なのですが、実際には宇都宮との2拠点での活動で農業をやっていききたいという事になります。
5	(大平 康市) では、今は農地の所有は無いのですね。
7	(渡辺 毅) そうです。
5	(大平 康市) では、新規就農という形になるのですか。
7	(渡辺 毅) はい。新規就農として、計画が出ております。
5	(大平 康市) 事務局の見解はどうですか。
事務局	(渡邊 達也) 今回取得しようとした場所の隣、隣接する所に実際居住予定をしている建物がありますので、そちらを今度拠点にするというお話は聞いております。先ほど渡辺委員の方からもありましたように、当面の間は宇都宮から通うという風に聞いていますが、後々は申請地の隣に住所をおくという事であります。新規就農としての営農計画も今回提出されております。先ほど渡辺委員からも説明がありましたように、山芋などの作物を栽培するということでもあります。そういった形で事務局のほうは申請を受けております。以上です。
5	(大平 康市) 今までですと、新規就農で取得したいという申請も出て審議もされました。今回は、新規就農の申請がなくて、ここに居住地があるという事で取得が認められるということですか。これからの審議になるわけですが。
事務局	(渡邊 達也)

今回に関しては、あくまでも新規就農という型をしております。その為の営農計画書も添付を求めていますので、それらをまとめて申請を受ける際には全て書類は揃っているということで受けております。

5 (大平 康市)
わかりました。

議長 (高久 和司)
その他ご質問等ございますか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)
質問なしの声がありますのでお諮り致します。
「農地法第3条の規定による許可申請の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)
異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。

—議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について—

議長 (高久 和司)
次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)
4頁をお開き下さい。
議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番の1件でございます。
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)
事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。
「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願い致します。

4 (人見 浩)
議案第2号番号1について調査の報告を致します。

(貸人)湯本〇〇 Gさん

(借人)湯本〇〇 Hさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

農地区分:第2種

転用の事由:現在の住宅では手狭になった為、近隣の親の土地に家を新築したい。

使用貸借権の設定 期間:許可の日から20年間

転用の概要:一般住宅用地 建築面積××㎡

資金計画:土地造成費 ××円 建築費××円 その他経費××円 合計××円

全額借入金

総合意見: 娘夫婦(借人は娘婿)の住宅近くに新築するためであり、やむを得ないと思います。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の渡辺毅委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

7 (渡辺 毅)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

—議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局	(渡邊 達也) 6頁をお開き下さい。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)」につきましては、1番の1件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)の1番」について、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願いします。
1	(磯 由起子) 議案第3号番号1について、調査報告を致します。 (譲渡人) 芦野〇〇 Iさん (譲受人) 東京都〇〇 J株式会社 代表取締役 Kさん 土地の所在・地目・面積につきましては記載の通り間違いございません 農地区分: 第2種 転用の事由: 譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、地球温暖化防止及び電力供給に貢献するため、申請地に太陽光発電設備を設置したい。 売買による所有権の移転 用地取得費(農地分) × × 円 転用の概要: 太陽光設備用地 × × m² パネル × × 枚 資金計画: 造成費設置費等 × × 円(事業全体での費用) 全額自己資金 総合意見: 申請地はJR豊原駅より約2km程西側に位置し、〇〇部落内にございます。約30年前までは牧草等を耕作して居りましたが、それ以降は耕起しなかった為、篠竹が一面に広がっていました。 3年3作を目標に、篠竹を伐採し伐根を試みましたが中々耕作できる状況にはならなかったとの事でした。本申請はやむを得ない案件として見て参りました。以上でございます。
議長	(高久 和司) 調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
8	(林 武信) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)の1番」について、許可相当とする事に
異議ございませんか。

全員 ー異議なしー

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可相当とし、栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取致
します。

ー議案第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願についてー

議長 (高久 和司)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願」についてを議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

8頁をお開きください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願」につきましては、1番の1件でござい
ます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終了しましたので、これより審議に入ります。

「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」の1番について、担当委員の人見浩
委員、調査の報告をお願い致します。

4 (人見 浩)

議案第4号番号1について調査の報告を申し上げます。

(願出人) 賃貸人: 湯本〇〇 Lさん

賃借人: 湯本〇〇 有限会社M 代表取締役 Nさん

(許可を受けた者の住所・氏名) 賃貸人: 湯本〇〇 Lさん

賃借人: 湯本〇〇 有限会社M 代表取締役 Nさん

許可を受けた土地は記載の通りでございます。

許可年月日: 平成17年12月15日 那農委指令第5-60212号

転用の概要: 駐車場用地 ××m²

取消理由: 許可後、賃貸借契約が締結に至らず、当初の計画が中断されたため

総合意見：賃貸料で合意に至らなかった事と、世帯主が急死したり、その後も弟が急死等で不幸や家族内が不安定のため、当初の計画が中断されていたので、今回の取消願であり、やむを得ないと思います。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の渡辺毅委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

7 (渡辺 毅)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可処分の取消願」の1番について、取消する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、1番について取消する事に決定致します。

—議案第5号 非農地証明願について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第5号「非農地証明願」についてを議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

10頁をお開き下さい。

議案第5号につきましては、「非農地証明願について」1番から5番の5件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「非農地証明願」の1番について、担当委員の渡辺毅委員、調査の報告をお願いします。

7	(渡辺 毅) 議案第5号番号1について、調査報告を致します。 (願出人)高久丙〇〇 〇さん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:Pさん 利用状況:20年以上前から宅地として利用し、現在に至る。 総合意見: 当該地は住宅に隣接しており、20年以上前から庭としてつかわれており現在も雑木が生え篠やぶとなっていて、まさしく非農地として確認しました。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の人見浩委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
4	(人見 浩) 担当委員の意見に同意致します。補足はありません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
1	(磯 由起子) 所有者の氏名が違うのですが、関係を教えてください。
7	(渡辺 毅) 願い出人は、所有者の息子にあたります。
議長	(高久 和司) その他ございますか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、証明することに決定致します。 次に「非農地証明願」の2番について、担当委員は私ですので、私から調査の報告を致します。
12	(高久 和司)

議案第5号番号2について、調査報告を致します。

(願出人)高久乙〇〇 Qさん

那須塩原市〇〇 Rさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Qさん・Rさん【持分 各×／×】

利用状況:20年以上前からキャンプ場の一部として利用し、現在に至る。

総合意見: 申請地は、なが年オートキャンプ場として利用していましたが、今般、相続する事となり、地目を確認したところ、農地であることが判明した為に申請することになりました。まさしく非農地であると見て参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の渡辺毅委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

7 (渡辺 毅)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はありません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

次に「非農地証明願」の3番について、担当委員の渡辺毅委員、調査の報告をお願いします。

7 (渡辺 毅)

議案第5号番号3について、調査報告を致します。

(願出人)東京都〇〇 Eさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Eさん

利用状況:24年以上前から山林化し、現在に至る。

総合意見: 当該地は、願出人が相続した平成13年以前から山林化しており、現在も雑木が生え篠やぶとなっていて、まさしく非農地として確認しました。以上です。

議長	(高久 和司) 調査委員の人見浩委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
4	(人見 浩) 先ほどの議案第1号3の譲渡人や譲受人の土地に隣接している場所です。ゆくゆくはこの土地に簡単な住居等も建設される事が予想されます。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございましたのでお諮り致します。 「非農地証明願の3番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、証明することに決定致します。 次に「非農地証明願」の4番について、担当委員は私ですので、私から調査の報告を致します。
12	(高久 和司) 議案第5号番号4について、調査報告を致します。 (願出人)高久甲〇〇 Sさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:Sさん 利用状況:25年以上前から宅地として利用し、現在に至る。 総合意見: 申請地はなが年、庭として利用してきたが、この度駐車場として利用する為、地目を確認したところ農地であることが判明した。そのため、今般の申請となり、まさに非農地であると見て参りました。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
8	(林 武信) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はありません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「非農地証明願の4番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、証明することに決定致します。 次に「非農地証明願」の5番について、担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願いします。
4	(人見 浩) 議案第5号番号5について、調査報告を致します。 (願出人)湯本〇〇 Lさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:Lさん 利用状況:30年以上前から耕作しておらず、山林原野化し、現在に至る。 総合意見: 先ほどの議案第4号1の許可処分の取消願が出た土地です。今回承認されましたので、非農地としての申請が出されました。ご家族の不幸が続き、本人も高齢のため、やむを得ないと思います。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の渡辺毅委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
7	(渡辺 毅) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「非農地証明願の5番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、5番について証明することに決定致します。

—議案第6号 令和6年度農業委員会事業報告について—

議長 (高久 和司)

次に、本年度最後の農業委員会総会になりますので、「農業委員会事業報告、事業計画及び農業委員会予算案について」の審議を行います。

それでは、「議案第6号 令和6年度農業委員会事業報告について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

議案書14頁から18頁になります。まず14頁をお開き下さい。

毎年この3月の総会におきましては、議案第6号以降等にございますように、農業委員会の事業計画に基づいた事業実施報告、更には来年度の事業内容の予定案ということで審議して頂くこととなりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

まず、令和6年度農業委員会事業の事業計画を実施したという事で、14頁にございますように、**1. 総会に関する事項**といたしまして、毎月1回年間12回総会を開催してございまして、頁14、15とそれぞれその総会の際に審議した内容等が記載してございますので、そちらをご覧いただければなと思ひます。

次に、16頁をお開きください。こちらは本年度の**2. 農地法関係審議状況**でございます。

(1) 農地法第3条による審議案件と致しましては、所有権移転(売買)23件、所有権移転(贈与)10件、所有権移転(交換)4件、今回は許可処分取消も1件ありましたが、審議した内容と致しましては合計38件、10万㎡を超える面積となっております。

(2) 農地法第4条第の許可申請に関しましては、一般住宅が1件、植林が2件で合計3件で、13,285㎡の面積となります。

次に、(3) 農地法第5条でございますが、一般住宅5件、駐車場2件、店舗1件、太陽光発電設備が2件、その他の5件、許可処分取消が2件となっております。その他の5件に関しましては、キャンプ場1件、砂利採取が2件、公民か、進入路となっております。合計で22件、62,864㎡です。

(4) 農用地利用集積計画ですが、所有権が9件、賃借権126件、使用賃借権が5件の合計140件、面積にしますと1,293,924㎡の設定がされております。

(5) 農用地区域変更に関しましては、編入が1件、除外が4件の合計5件となっております。面積は30,714㎡でした。

(6) 非農地証明につきましては、合計で27件、91,696㎡となっております。

(7) 買受適格証明は、0件でございました。

続きまして、17頁をお開き下さい。**3. 農業振興部会に関する事項**という事で、こちら第1回と2回目に関しましては県に対する要望の検討と決定、第3回と4回目に於きましては町に対する要望の検討と決定、第5回、6回目に於いては農作業の標準料金についての検討と決定という事で、合計6回開催をしてございます。

次に、**4.全員協議会**という事ですが、こちらは合計3回開催しております。1回から3回の全員協議会ですが、先ほどの農業振興部会で決定した内容をそれぞれに総会終了後に皆様全員に報告をするという形になっておりまして、更に第4回目の全員協議会に於きましては賃借料情報、更には次年度の総会等の日程についてのご検討ということで開催しております。

5.農地利用最適化推進会議ですが、こちらは年3回開催致しています。1回目につきましては、毎年4月に行っておりまして、内容につきましては、私が本日ご説明している事業報告、更に事業計画ということで再度推進委員の皆様にもお伝えをしているというような内容となっております。2回目の7月には農地パトロールの調査についての説明、また、10月に第3回目を研修会という事で、農業会議の渡辺業務部長をお呼びして最適化活動についての講師をして頂いております。

6.現地調査につきましては毎月総会前に現地調査を実施致します。今年度は1月の調査がありませんでしたので、合計11回の現地調査を行っております。詳細については記載の通りです。

7.農地利用最適化推進委員の活動ですが、主な内容と致しましては、集積計画についての調査依頼という事と遊休農地の発生防止関係で農地パトロールの開催が挙げられます。大きな活動につきましてはその2点となっております。

18頁**8.その他**となっております。本年度行った内容と致しましては、農地パトロール：毎年夏に行っていますが、調査対象が235筆で3ヶ月間かけて実施しております。

農業委員・農地利用最適化推進委員研修会：令和6年8月30日に県の教育会館で行われており、農業委員10名、推進委員19名のご出席をいただきました。

更に第3回、4回目の振興部会でご審議頂きました町への要望ということで「町農地等利用最適化に関する意見及び町農業等施策・予算に関する建議・要望書」を10月7日に直接町長及び那須町議会議長に提出させて頂きました。

第2回地域計画座談会：7月、8月に計12回行われております。農業委員11名、推進委員22名ご出席を頂いております。

農業者年金、農業青色申告会、全国農業新聞普及状況につきましては記載の通りとなっております。

農業委員会だより「たがやす」の発行：第70号を1月15日付で発行しております。

広報那須掲載：那須広報の方にも年2回掲載してございます。

事業報告は以上になります。

宜しくご審議の程お願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見ご質問等を頂きたいと思います。何かございませんか。

全員 ー質問なしー

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございましたのでお諮り致します。

令和6年度農業委員会事業報告について承認することにご異議ございませんか。

全員 ー異議なしー

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、「議案第6号 令和6年度農業委員会事業報告」について承認することに決定致します。

—議案第7号 令和7年度農業委員会事業計画(案)について—

議長 (高久 和司)

続きまして、「議案第7号 令和7年度農業委員会事業計画(案)について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

19頁をお開き下さい。

議案第7号は、令和7年度那須町農業委員会事業計画(案)となっております。こちらにつきましては例年大きな変更をせずにこの事業内容等で活動を行っているところではございますが、昨年度と少し違うところとしては、1点挙げますと、昨年までは地域計画策定に向けた目標地図を作成するというのが一つの大きな目標となっております。それらの目標地図は作成終了して、この4月からは新たな地域計画という事の制度が始まりますけれども、基本的には前回の農業委員会総会の際にも皆さんにご説明をした通り、地域計画に入っている土地を農地転用等行う場合には、それを外すという一つの手間が増えるということになっております。それに対しましては、地域計画自体を変更しなければいけないという事になりますので、その変更に伴う業務が新たに4月からは増えてくるという事になりますので、それらについても前回お話ししましたように、皆さんに総会終了後に、変更に伴う協議をして頂くという場が増えますので、それらは計画として目標に挙げさせて頂いておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

それらを大きく分けて、1. 農地等に関する事項、2. 農業振興に関する事項ということになっております。そして20頁に3. その他の事項としておりまして、ほぼほぼ例年と同様になっておりますけれども、この事業計画で令和7年度の事業を行っていこうと考えておりますので、宜しくお願い致します。以上です。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、質疑にはいります。ご意見、ご質問等ございませんか。

5 (人見 浩)

地域振興計画の直しということなのですが、現在何筆くらいあるのですか。

何が言いたいかと申しますと、事前に事務局内でリストを作成しておけば申請の際にチェックが出来るのではないかと思ったからです。そうしておけば、後の事務作業やあるいは申請の段階でいろいろ話ができると思いますので。

事務局 (渡邊 達也)

申し訳ありません。筆数までは認識はしていませんので、基本的には那須町におかれて
いる農地はほぼ全てこの地域計画に入っているという想定の中でやっておりますので、毎回その
転用をかけたい場所は、前の月の15日前までに変更申出書を提出するようお願いをしておりま
す。ですので、実際に変更したい方が申出書をあげた際に、事務局の方では確認をした上で皆
さんの方に協議をもっていくという形になりますので、実際に地域計画に入っていない土地がもし
あがってきた場合には当然ながら協議はしていただかないようになるという事でご理解を頂きた
いと思います。先ほども申しましたようにほぼすべての農地が入っているというような状況でござ
います。以上です。

議長 (高久 和司)
その他何かございますか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)
質問なしの声がございますのでお諮り致します。
「令和7年度農業委員会事業計画(案)について」、承認することにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)
異議なしと認め、「議案第7号 令和7年度農業委員会事業計画(案)」について承認することに
決定致します。
(案)を削除願います。

—議案第8号 令和7年度農業委員会歳入・歳出予算について(報告)—

議長 (高久 和司)
続きまして、「議案第7号 令和4年度農業委員会歳入・歳出予算について(報告)」を議題と致し
ます。
事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)
21頁をお開き下さい。

令和7年度の農業委員会歳入・歳出のご報告になります。表の方が左側から本年度、前年度とありまして、歳出予算につきましては、前年度17,512,000円、本年度17,673,000円ということで、ほぼほぼ同金額で予算の方を確保してございます。右側に細かい内容が記載してございまして、予算の中で大半を占めておりますのが、委員さんの報酬費という事になってございます。それと、昨年度、農業委員さんの研修費を予算化したところなのですが、昨年度は実施できなかったということで、そのまま引き続き令和7年度も農業委員さんの研修費の予算を確保しておりますので、そちらについては節の方の説明ですと、一番下の18. 負担金、補助及び交付金の負担金の中に農業委員研修費ということで盛り込ませて頂いております。昨年度は一人当たり3万円で計算していたのですが、今回はもう少し増やして、3万4千円ということで予算を確保しているという内容になっております。以上となります。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をいただきます。
ご質問等ございますか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

質問等がないようですので、「議案第8号 令和7年度農業委員会歳入・歳出予算」は報告でありますので、ご了承いただきますようお願い致します。

—議案第9号 耕作放棄地調査結果について—

議長 (高久 和司)

「議案第9号 耕作放棄地調査結果について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

それでは、最後22頁をお開き下さい。

昨年度の耕作放棄地調査の結果についてということで、こちら耕作放棄地の追跡調査面積となっております。今年度分につきましては右下の四角い枠で囲まれている面積となっております。大きく分けると、再生利用可能地と再生利用困難地ということで分けております。

今年度から来年度にかけてなのですが、意向調査、この遊休農地にかかっている所有者の方に実際どういう利用をしたいのかとい意向調査というものを併せて行っているところなのですが、実際、面積というか土地の地番については毎年委員の皆さんに見て頂いているという事もありまして、大きく変わっているわけではありません。意向調査についても所有者の方に昨年度聞いたものをまた今年度も聞くという事になりますと、毎年のようにその方に調査がいつてしまうという事になっておりますので、毎年の調査は行っておりませんけれども、今年度、来年度にかけて、非農地判断というものをを行うことを予定としております。こちらについては先月もお話したように、本人からの非農地証明願いの申請を出さずに、農業委員会が認めたものについては、非農地として地目変更が可能な土地となるというようなものとなっておりますので、それらが今のところ、1.3haくらいは予定をしておりますので、そちらについては4月以降の総会もしくは現地調査も含めて確認をして頂いて非農地の判断を行っていくという事になります。そうすると当然ながら、この追跡調査というものが、どんどん農地の区分から外れていくという事になりますので、ある意味この遊休農地からの除外ということで、分母が減っていくということになりますから、結果的には減少傾向にあるのかなということになります。

非農地判断につきましても、今回は1.3haとなっておりますけれども、こちらの方も毎年度行っていくという事になっておりますので、農業委員さんもしくは推進委員さんのほうで、その土地の確認をして頂いて、明らかに農地として活用する予定はないなとか、復元は不可能だなどかいうものは、積極的に事務局の方にお知らせを頂ければなと思っております。追跡調査結果については以上になります。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をいただきます。
ご質問等ございませんか。

5 (大平 康市)

説明内容の質問なのですが、令和4年度から5年、6年の右側の欄、だとA分類からB分類というような、令和元年度のあたりはそうなっているのですが、右側にいって令和4年度にはいって来ると、①再生利用可能、転用、②からとなっていますが、何を指しているのでしょうか。

事務局 (渡邊 達也)

確かに平成28年度からの追跡調査結果からみておりまして、平成28年度から令和3年度まではA分類、B分類という評価になっています。令和4年度からは①②という形になっております。基本的な内容はA分類は令和4年度で言う①番という事で同じなのですが、②からというのは、その下の再生利用困難地から移動してきた面積というような表記となっております。以上です。

議長 (高久 和司)

宜しいですか。その他ございますか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

質問意見がないようですので、「議案第8号 耕作放棄地調査結果について」は報告でありますので、ご了承いただきますようお願い致します。

これをもって、全議案が終了しましたので、令和6年度第12回農業委員会総会を閉会と致します。